

(問い合わせ先)
令和5年2月8日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

世羅町における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 移動制限区域の解除について（県内4例目 第15報）

令和5年2月8日
畜産課

12月30日に、世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内4例目）については、移動制限区域（発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域）を設定していましたが、家畜伝染病予防法で規定された発生農場の防疫措置の完了から21日を経過したため、国と協議し、2月8日（水）午前0時をもって解除しました。

1 移動制限区域の解除

令和5年2月8日（水）午前0時00分

※この区域に含まれる農場は、6例目の制限区域に含まれているため、引き続き制限対象農場とする。

2 消毒ポイントについて

6か所において、畜産関係車両の消毒を引き続き実施

3 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。